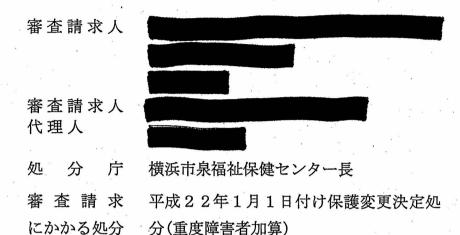
# 裁 決 書



生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による上記処分に対し、平成22年5月21日付けをもって審査請求人から提起のあった審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主文

本件審査請求に係る横浜市泉福祉保健センター長が行った平成22年1月1日付け生活保護変更決定処分(重度障害者加算)については、これを取り消す。

#### 理 由

#### 1 事 実

審査請求人 (以下「請求人」という。) が審査庁に提出した審査請求書及び反論書、並びに横浜市泉福祉保健センター長(以下「処分庁」という。) から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 平成12年7月18日、処分庁は請求人に対し、法に基づく保護を開始したこと。また、請求人が障害基礎年金 級を受給していることから、同日付けで「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)別表第1第2章−2−(2)−アによる障害者加算を認定したこと。
- (2) 平成19年4月4日、処分庁は、請求人に係る身体障害者手帳(同年3月 5日交付)の写しを収受し、身体障害者等級表による級別が**■**級であること

を確認したこと。

- (3) 平成22年3月23日、処分庁は、請求人に係る保護基準別表第1第2章 -2-(3)による障害者加算(以下「重度障害者加算」という。)が認定されていなかったことを発見したこと。
- (4) 同年3月24日、処分庁は請求人に対し、同年1月1日付けで保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、重度障害者加算を遡及して認定したこと。

### 2 請求人の主張

請求人の主張は、概ね次のとおりと解される。

平成19年4月から平成22年3月までの重度障害者加算が見落とされていたが、追加支給されたのは平成22年1月から3月までの3か月分であった。この分を除き、支給されなかったのは33か月分で474,540円になる。また、請求人は障害基礎年金を受給しており、これに基づき、保護開始時から障害者加算が認定されていた。この時点から重度障害者加算の認定漏れがあったのであれば、支給されなかったのは9年6か月分で1,639,320円になる。

これまでの請求人の生活は、公共料金の滞納があり、介護用品や生活必需品が 購入できない状況である。テレビ、洗濯機、ガスレンジは故障して使用できず、 電子レンジ、電話機もなく、冷蔵庫、エアコンは冷えたり冷えなかったりする。 生活は不便であり、手足の不自由な請求人には、より困難であり苦悩である。こ の状況は、重度障害者加算の認定漏れがなければ改善されていたと考える。

法第9条に照らせば、処分庁は、「実際の必要の相違を考慮」することを怠っている。重度障害者加算の認定が漏れていたことによって生じた生活状況の悪化をまったく考慮せず、原則に従っただけの処分庁の回答は妥当なものではない。

処分庁は、平成22年3月23日に重度障害者加算の認定漏れを発見したと主張しているが、同年1月22日に担当者から連絡があり、「平成21年12月に監査が入り、身体障害者手帳の一級であれば交通機関が半額で利用できるので、通院交通費の支給も減額するようにとの指示があった。」と言われた。この指示により身体障害者手帳一級の再確認が行われ、認定漏れの発見のきっかけになったと考えられる。処分庁は、「認定漏れの発見後、遅滞なく保護決定・通知をおこなっている。」というが、認定漏れの発見は平成22年3月23日以前と考えられるため、「正当に行われたもの」とは考えられない。

よって、本件処分の取り消しを求める。

#### 3 処分庁の主張

生活保護制度においては、生活保護費支給の遡及限度は2か月程度とされている。生活保護別冊問答集問13-2「扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例」によれば、「2か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」とあるように、法第9条「必要即応の原則」に照らして、請求人の長女に対して3か月を超える期間の遡及ができないと回答したことについては、処分庁として妥当なものである。

重度障害者加算の認定漏れについては事実であり、処分庁の錯誤によるものであるが、処分庁は、認定漏れの発見後、遅滞なく保護決定・通知をおこなっている。したがって、本決定の手続きに瑕疵はなく、正当に行われたものと考える。

よって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

#### 4 判 断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

法による保護は、保護の程度について、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」(法第8条第1項)とされ、その基準は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」(法第8条第2項)と規定されている。また、保護の実施機関は、「保護の変更を必要とすると認めるときは、すみやかに、職権をもつてその決定を行い、(略)被保護者に通知しなければならない。」(法第25条第2項)と規定されている。

障害者加算の認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」 (昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第7-2-(2)-エー(ウ)において、「月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行う」こととされ、重度障害者加算については、保護基準別表第1第2章-2-(3)において、「特別児童扶養手当等の

支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(略)については、別に14,380円を算定する」と規定されている。また、横浜市では、重度障害者加算の認定に当たり、「生活保護問答集」(平成19年3月横浜市健康福祉局保護課発行)問62の答(1)において、「身体障害者手帳 級の交付を受けた者」を算定の対象と定めている。

最低生活費の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合における扶助費の追加支給の限度については、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡(以下「問答集」という。))問13-2(答)1において、「最低生活費の遡及変更は2か月程度(発見月及びその前月分まで)と考えるべきであろう。(略)2か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」とされ、横浜市では、「扶助費の遡及支給について」(平成13年2月16日福保第479号福祉局保護課長通知)により、「要件をすべて満たし、かつ実施機関が特例的に2か月を超えて遡及支給が必要と判断した事例については、福祉局保護課に文書で協議」することとし、必要に応じて国に情報提供し、その結果等によって遡及支給の可否を判断すると定めている。

これを本件処分についてみると、処分庁は、平成19年4月4日に請求人の身体障害者手帳(同年3月5日交付)の写しを収受し、身体障害者等級表による級別が一級であることを確認したことが認められる。障害者加算の認定に当たっては、「事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行う」こととされ、処分庁は、少なくとも同年4月1日から請求人に係る重度障害者加算を認定する必要があったが、加算の認定に漏れが生じていたため、平成22年3月24日付けで同年1月1日に遡及して重度障害者加算を認定する本件処分を行ったことが認められる。

生活保護費の遡及変更については、原則2か月程度(発見月及びその前月分まで)とされており、このことは本件処分のような実施機関による錯誤等の場合も一般的には同様と解される。

しかしながら、保護の実施機関は、保護の変更が必要と認められるときは、速 やかに職権を持ってその決定を行わなければならないと規定されていることから、 届出を行った被保護者は潜在的な保護受給権を有していると考えられるため、要 件を満たす場合には、個別に判断し、遡及支給を認める場合もあると解されている。横浜市においても「実施機関が特例的に2か月を超えて遡及支給が必要と判断した事例」については、必要に応じて国に情報提供し、その結果等によって遡及支給の可否を判断すると定めているが、処分庁は、何らかの検討又は判断を行うことなく本件処分を行ったことが認められる。

したがって、遡及支給の必要性について十分な検討が行われないまま決定された本件処分は、手続きに瑕疵があるといわざるを得ず、取り消すことが妥当と判断する。

以上により、本件処分は取り消されるべきとする請求人の主張に理由があることから、行政不服審査法(昭和37年法律160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成23年3月31日

神奈川県知事 松沢 成